# 介護老人福祉施設等に関する調査特別委員会

## 9月2日開催

### ①様似福祉会の経営状況についての経過説明（令和８年度様似町一般会計予算に対する付帯決議について）

**町からの説明**

令和８年度予算計上した様似福祉会への経営補助金４００万円のうち、４月24日付で２８００万円を支出済（実際の入金は5月15日）。

その後、８月５日に様似福祉会理事長より町長へ事業廃止の説明文書が提出されているが、認可はされていない。

今後の案として

Ａ案：様似福祉会が運営

Ｂ案：他の法人が運営して町から補助

Ｃ案：町が指定管理者を委託

Ｄ案：町の直営

の４案を提示。全体の動きが半年では間に合わないと予想される場合は、現法人での経営の延長を打診予定。

**委員からの意見**

・事業廃止の文書が提出されて以降、動きがあるのか、受けたままなのか。

・４月24日付で２８００万もの補助をしている状態で事業廃止は無責任。エンルムの利用者は「自分達は出なければならないのか」と不安を抱かれている。半年では間に合わないとかのんきな事を言っている場合ではない。公金使っておいて、こんな事はあり得ない。

・ソビラ荘の経営陣は専門家ではないのに努力して何とかやってきた。介護保険の制度を、国が高くしようとやっている。色々な理由がある中で、経営が悪い、サービスの在り方が悪いで終わったら何もならない。

・まずは現状把握。計算もなく感覚で赤字、は通らない、

・「今年度限り」という言葉を使って予算を通してきた。大事なのは福祉に対しての町長の思い。様似福祉会からの事業廃止の文書を受け止め、違う考え方でソビラ荘の運営を構築していく事が大事。この施設で良かったと全ての人が思えるように持って行っていただきたい。

・様似福祉会の事業廃止の文書は評議会にかかっていない。現段階では正式な文書ではないと受け取ってよいのか。

・職員と入所者の不安を危惧している。入所者・職員ともに安心して頂けるように説明するべき。

・町の話が二転三転していく。認識がずれている。期日を決めて、やり通す意識がなければ時間だけが無駄に過ぎていく。色々な問題があるというが、大事なのはやる気かやらない気かで、そこをはっきりしないと前に進まない。

・色々な意見が出ているが、原因を把握して同じことを繰り返さない事が絶対必要。このままさらにもう１年という話では状況を悪化させる。３月31日ならそこで切り替えて、万が一間に合わなければ暫定的に町で運営すればいい。タイムリミットを明確にし、職員、入所者、ご家族にも方向性を示し、町で間違いなく責任もっていくので安心して下さいと説明が必要。

・町長の思いがあるとの事。隠さないで伝えてもらわないと、また話が全然違うとなってくるので正直に話して頂いた上で進めてほしい。

・様似福祉会の事業廃止文書を受けて、議会として採決。

**町の答弁**

様似福祉会の経営は令和９年３月31日までが期限、令和９年３月31日までが期限、今後の方向は提示されたＡＢＣＤ案について早急に示して頂くという事であるが、具体的に方向性が示されるのはいつか。

年３月31日まで、４月以降の運営は町で責任をもって方向性をという事であった。予算時期には間に合わせなければならないが、はっきりとは言えない。これから正式に交渉に入り随時状況報告し、協議させていただきたい。

### ②介護老人福祉施設サービス提供の実態、虐待事例について

**町からの説明**

資料に沿って、町内の介護保険サービスについて、事業者及び提供サービスの種類等、サービス提供の実態を表で説明。

虐待事例については７月に苦情があり対応。６月25日に日高振興局及び様似町税務町民課社会係に様似デイサービスセンターの利用者について苦情の連絡が入り、翌週以降に事業者への監査・聞き取り、関係者への聞き取りを実施。調査の結果、通報内容と職員の証言が異なり、虐待の事実認定はなし。

▼事業者への指導事項

⑴研修会への職員参加体制の充実

⑵利用者の前での職員間や関係者間の言動留意

⑶関係者間の両行な関係性の維持

以上、指導事項として伝達。

## 委員からの意見

・7月の事例について確認。虐待認定にならなかったという事であるが、通報があった時点で問題。暴言のあった職員に自覚がないのが問題で、高齢者が楽しいと思える施設でないと利用者は減っていく。今後起こらない様に、施設の監督・職員が事例を共有し、勉強会等も実施し、様似町のデイサービス福祉が本当に心地良い楽しい施設になる事を願う。

・職員が大変な事は良く分かるが、職業でサービスを提供する上ではお客様だという意識をしっかり持ってやってもらいたい。大変な職業であり、新冠町では特別職扱いとされており一般職より給料が高いのは当然であると考えている。様似町の介護職員の給料についても、今後同様に考えていくべきではないか。

・説明に暴言という言葉があったが、具体的にどの様な暴言か。

・暴言を吐いた職員が特定されていてデイサービスに来れなくなった利用者がおられ、その理由を当事者が聞き取り調査をしたというのは不適切ではないか。マニュアルがあるはずだが、どう抵触しているのか。

・虐待認定がされなかったから良い、ではない。不適切な発言をした職員は自覚がないとの事で、日常的に同様の発言をされていると思われる。それを常時見ている現場職員の中には虐待認定されなかった事を疑問視している職員もいるのではないか。何か月後かに改善報告して終わりではなく、現場の環境を管理者が認識・理解し、根本的な改善を考えていかなければ同じ事が繰り返され解決にはならない。利用者、職員ともに安心して楽しく過ごせる環境を作っていってほしい。

## 高齢者虐待とは

★虐待の５つの類型

⑴身体的虐待
暴力をふるう、叩く、蹴る、正当な理由なく身体を拘束する等

⑵放棄・放置
必要なケアをしない、食事や入浴をさせない、放置する、介護の怠慢等

⑶心理的虐待
暴言を浴びせる、無視する、尊厳を傷つける等、精神的苦痛を与える行為

⑷性的虐待
本人の同意なしに性的行為の強要、羞恥心を与える行為等

⑸経済的虐待
本人の合意なしに財産や預貯金等を勝手に使ったり、必要な出費をさせない等

---

## 主な議論項目

### 9月17日開催

1、様似福祉会の事業廃止申し出と背景
2、町の初期対応方針
3、議会側の意見と要望
4、財政負担やサービス維持の議論
5、今後の進め方と共通認識

定例会中、鈴木隆議員の一般質問「特別養護老人ホームソビラ荘の存続について」に対し町側の答弁あり、９月２日の介護老人福祉施設調査特別委員会で町から受けた説明の内容において、町と議会の認識に違いがある事が確認されました。

同委員会では特別養護老人ホーム様似ソビラ荘の運営について議論を重ねてきましたが、今回は町と議会の認識を統一し、共通認識を持って今後も相談をしていく事を目的として開催されました。

現在、特別養護老人ホーム様似ソビラ荘は「社会福祉法人様似福祉会」が運営されていますが、令和９年３月31日をもって事業廃止の通知文書が８月５日に町へ提出されています。

**それを受けて様似町は、令和９年３月31日までは様似福祉会で運営、令和９年４月１日以降の新しい事業者を探し、万が一期日までに難しい場合は現在の様似福祉会の理事会を新体制として令和９年度から経営していく方針となりました。**

**特別養護老人ホーム様似ソビラ荘は今後も利用者様にはこれまで通りにご利用頂き、職員の皆様にもこれまで通りの処遇にて、安心して生活・勤務を行って頂けるよう、町が責任をもって対応していく事で一致しています。**

町と議会が共通認識の元、進捗状況等を随時議会にお知らせ頂きながら協議していく事としました。